

下請法改正に向けた近時の動向と下請法改正による実務への影響等

2025年1月31日

丸の内総合法律事務所

経済法研究チーム

弁護士 曾根 裕 貴

弁護士 眞木 純 平

第1 はじめに

2024年12月、政府が2025年の通常国会で下請法改正案の成立を目指しているとの報道がなされました。かかる改正法が成立すれば、下請法は実に約20年ぶりの改正となり、実務にも大きな影響があるものと考えられます。

本稿では、2024年12月25日に下請法改正の方向性を示す「企業取引研究会報告書」（以下「本報告書」といいます。）が公表されたことを受け、本報告書に掲載されている下請法改正に関する論点のうち特に重要と考えられるものについて、①改正が検討されている背景事情等、②本報告書で示された改正の方向性、③改正の方向性に関する実務上の影響・懸念等について、簡単に紹介させていただきます。

第2 本報告書において取り上げられた論点の全体像

企業取引研究会においては、(1)「下請法の見直し（下請法の改正についての事項）」と、(2)「独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し」についての議論が行われ、本報告書においてそれぞれについての方向性が示されております。これらのうち、(1)「下請法の見直し（下請法の改正についての事項）」に関しては、次の①～⑩の論点について、下請法の改正の方向性が示されております。

項目	検討されている下請法改正の方向性（概要）
①適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買ったたき規制の在り方）	➤ 買ったたきとは、別に実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点からの規制を新たに設ける
②下請代金等の支払条件に関する論点	➤ 手形を下請代金の支払手段として使用することを禁止 ➤ 電子記録債権、ファクタリング等も支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難なものは禁止
③物流に関する商慣習の問題に関する論点	➤ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とする
④執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点	➤ 事業所管省庁に、下請法上問題のある行為について指導する権限を規定 ➤ 報復措置の禁止（下請法4条1項7号）の申告先に、事業所管省庁の主務大臣を追加

⑤下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）	➤ 下請法の適用基準として、新たに従業員数の基準を設ける
⑥「下請」という用語に関する論点	➤ 「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改める
⑦金型以外の型等に関する論点	➤ 木型や樹脂型等専ら当該物品の製造の用に供されるものとして適切な物品を規制対象として具体的に定める等して追加
⑧遅延利息に関する論点	➤ 下請代金の減額行為によって代金を減額された部分についても遅延利息（年 14.6%）の対象に加える
⑨既に違反行為が行われていない場合の勧告の整備について	➤ 受領拒否、支払遅延及び報復措置について、現行法では既に行為がなくなっている場合には勧告ができないこととされているが（下請法7条1項）、過去に当該行為をした事実が認められた場合には勧告ができるようにする
⑩書面の交付等に係る規定の整備に関する論点	➤ 3条書面の交付について、下請事業者の事前の承諾の有無にかかわらず、電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるようにする

本稿では、上記のうち、実務上の影響・懸念等が比較的大きいと考えられる4項目（①、②、③及び⑤）について、以下の第3で紹介をさせていただきます。

第3 下請法の改正に関する個別論点について

1 ①適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買ったたき規制の在り方）

(1) 改正が検討されている背景事情等について

親事業者の禁止事項である「買ったたき」（法4条1項5号）の対価要件は、下請代金の額が「通常支払われる対価に比し著しく低い」ことであり、下請代金の額が「著しく低い」水準まで引き下げられるような取引に対しては、これまでも勧告等による対応が行われてきました。

他方、近年のコスト等の上昇局面や生産数量が減少するなどの場合における価格の据置き等の行為は、価格が引き下げられるわけではないため、現在の「買ったたき」の要件には合致しにくいものの、これによって下請事業者の利益が損なわれ、その経営が圧迫されているとの指摘がなされております。そして、価格の据え置き等の行為が行われる要因の一つとして、親事業者と下請事業者との間で実効性のあたる協議が行われていないという課題が指摘されております。

(2) 本報告書で示された改正の方向性について

上記(1)のような背景事情等を踏まえて、本報告書においては、現在の「買ったたき」行為の禁止とは別に、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備するという観点から、新たな行為規制を設ける旨の方向性が示されております。具体的には、

給付に関する費用の変動等が生じた場合において、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為

について、下請法上、買ったたきとは別の禁止行為として規制する必要があるとされております。

(3) 改正の方向性に関する実務上の影響・懸念等について

これまでも公正取引委員会は「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日）に基づく価格転嫁対策の一環として、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号）における「買ったたき」に関する記載部分を改正して「当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うことを明らかにしていたところであり（同運用基準第4の5(1)イ）、本報告書で示された改正の方向性は、このような流れを踏襲するものになります。

もっとも、本報告書においては、設定された下請代金の額が不当であることを基準とする「買ったたき」とは別に、下請代金に係る価格交渉手続自体について一定の規制を設けるという方向性は示されましたが、「買ったたき」とは別に設ける規制の内容については、抽象的な記載がなされるに留まり、具体的にどのような場面において、どの程度の対応等を行わなければならないのかについては明らかにされませんでした（上記(2)の四角囲み参照）。そのため、上記のような「買ったたき」に関する運用基準の改正への対応を十全に行っていた事業者であっても、価格交渉手続について更なる何らかの対応が必要となるような改正が行われる可能性も否定できず、下請事業者との間の価格交渉における事務負担が増加する可能性も孕んでおります。したがって、この適正な価格転嫁の環境整備に関する論点に係る今後の議論状況については注視が必要なところであると考えます。

2 ②下請代金等の支払条件に関する論点

(1) 改正が検討されている背景事情等について

下請法は、「下請代金の支払遅延の禁止」の規定（法4条1項2号）と、受領日から起算して60日の期間内においてできる限り短い支払期日を定める義務の規定（法2条の2第1項）により、下請事業者の利益の保護を図っています。

この点、これらの規定が導入された昭和37年当時は支払手段として手形が広く用いられていましたが、近時においては、法人部門の資金余剰などを背景に支払手段

の現金化が大きく進み、商慣習の変化が生じています。また、政府としても成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、令和8年の約束手形の利用廃止を目標に掲げ、主要銀行においても、同年中に手形の発行を終了し、同年度内に手形による決済サービスを終了させる方針を決めております。

これらの状況を踏まえ、下請法における手形の取扱い等を再検討する必要性が生じております。

(2) 本報告書で示された改正の方向性について

上記(1)のような背景事情等を踏まえて、本報告書においては、下請代金の支払方法について

- (a) 紙の有価証券である手形を下請代金の支払手段として使用することを認めない
- (b) その他の金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない

との改正の方向性が示されております。

(3) 改正の方向性に関する実務上の影響・懸念等について

ア 紙の有価証券である手形について

既に手形の利用を廃止している多くの事業者にとっては上記(a)の改正による影響はないものと考えられますが、業界慣行等により現状手形を利用されている事業者にとっては、下請代金の支払手段を変更する必要があり、上記(a)の改正による影響は大きいものと考えられます。

また、手形を用いて下請代金の支払を行っていた親事業者にとっては、これまで、給付を受領した日から60日以内に手形を交付し、当該手形の満期をその60日後とすることで、実際上は、給付を受領した日から120日間は下請代金の支払を繰り延べることができておりましたが、上記(a)の改正によりそのような繰り延べができなくなるため、資金繰りについて一層注意することが必要となります。

イ その他の金銭以外の支払手段について

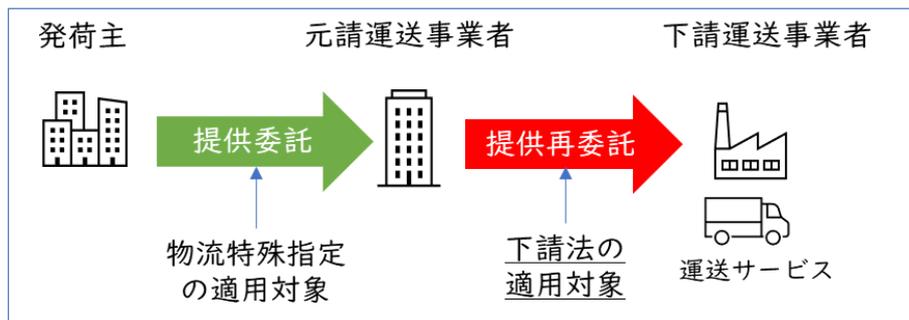
その他の金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）を利用して事業者が決済に用いるシステムの中には、下請事業者が下請代金の支払を受ける場合に手数料その他の名目により金銭が徴収され、満額を引き換えることができないものがあると考えられます。

そのようなシステムを用いた支払手段については、上記(b)の改正により、下請代金の支払手段としては認められないこととなりますので、支払手段を現金とするか、下請事業者が満額を引き換えることのできるシステムを用いるなど、支払手段を再考する必要性が生じるものと考えられます。

3 ③物流に関する商慣習の問題に関する論点

(1) 改正が検討されている背景事情等について

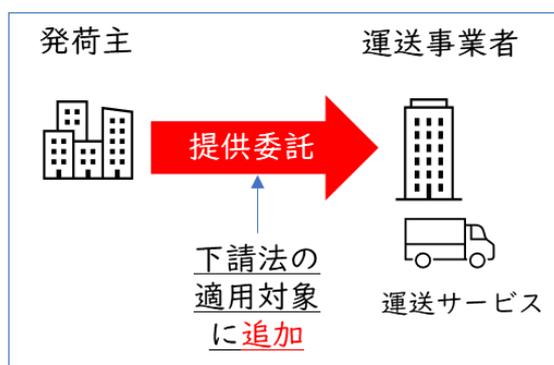
運送サービスについて、現行の下請法においては、以下のように、元請運送事業者と下請事業者との間の取引についてのみ下請法の適用対象とされており、発荷主から運送事業者への運送業務の委託は自家使用役務の委託取引と整理し、下請法の適用対象外とされ、独占禁止法（物流特殊指定）によって対応することとされてきました。



しかし、近年、独占禁止法上の問題に繋がるおそれのある行為（買ったとき、代金の減額、支払遅延など）がみられる荷主が増加しているにもかかわらず、独占禁止法（物流特殊指定）による執行状況が芳しくない現状を踏まえ、発荷主・運送事業者間における諸問題（買ったとき、契約にない荷役、長時間の荷待ち）に関する下請法における取扱いを見直すべき必要が生じております。

(2) 本報告書で示された解決の方向性について

上記(1)のような背景事情等を踏まえ、本報告書においては、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引としていく旨の方向性が示されております。



(3) 改正の方向性に関する実務上の影響・懸念等について

これまで独占禁止法（物流特殊指定）の対象であった取引が、改正により下請法の対象とされると、執行がより活発化することが予想されます。

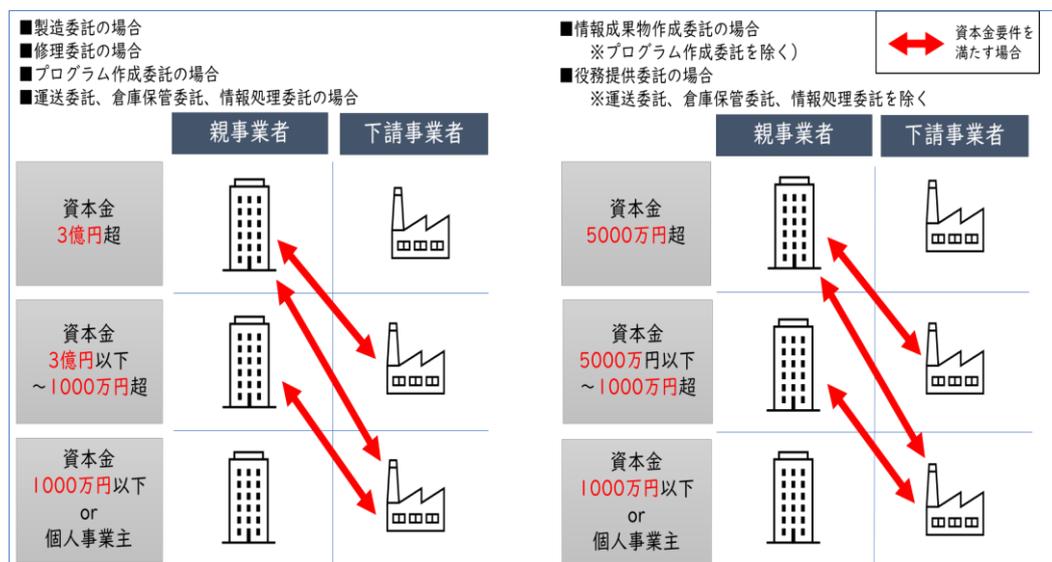
また、運送業務については、着荷主の指示により発荷主のあずかり知らないところで契約にない荷役が生じるおそれがあるなど、他の委託取引とは異なる特殊な側

面があります。そのため、2023年6月に公表された「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」などを参考に、より一層実効性のある対応を講じることが求められることになるものと考えられます。

4 ⑤下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）

(1) 改正が検討されている背景事情等について

下請法は、独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完する簡易・迅速な手続として導入されたものであり、適用対象となる事業者については、以下のとおり資本金の額が基準とされております。



しかし、会社法における資本金制度の柔軟化・減資手続の緩和や経済活動の変化により、

- ・ 事業規模の大きな事業者であるものの、少額の資本金で設立されているため下請法の親事業者に該当しない事例
 - ・ 減資をすることで下請法の親事業者の対象から外れる事例
 - ・ 取引先に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる事例
- などが報告されております。そのため、このような事例にも下請法を適用することを可能とするような適用基準について検討する必要があります。

(2) 本報告書で示された改正の方向性について

上記(1)のような背景事情等を踏まえて、本報告書においては、現行の資本金基準に加えて、新たに従業員数の基準を設ける旨の方向性が示されています。

そして、具体的な基準内容としては、以下のような基準を軸に検討することが適当であるとの方向性が示されています。

対象取引	基準
製造委託等の場合	従業員 300 人
役務提供委託等の場合	従業員 100 人

(3) 改正の方向性における実務への影響・懸念等について

これまで資本金基準によって下請法の親事業者に該当しなかった事業者であっても、新たに従業員数の基準が導入された場合には親事業者に該当することになるということが想定されます（例えば、自社のグループ会社の中で従前は資本金基準から下請法の適用対象外と整理していた会社について、下請法の適用対象として取り扱わなければならないということも考えられるところです。）。そして、そのような事業者にあっては、下請法が適用されることを前提とした対策を講じる必要が出てくることになります。

また、新たに従業員数の基準が導入された場合には、資本金基準では下請事業者に該当しなかった事業者であっても、別途従業員数基準により下請事業者に該当することにならないかを確認することが必要となる可能性もございます。この点、従業員数については、基本的に当該事業者自身から報告を受けることによって確認せざるを得ないという面や、絶えず変動するものであるため正確な数を適時に把握することは困難な面等がございます。そのため、従業員数の確認の手間や法違反のリスク等も考え、下請法が適用になることを前提とした対策を前広に講じる必要性が出てくることも考えられ得るところです。

第4 おわりに

本報告書については、意見募集が進められており、2025 年の下請法改正案の成立に向けた動きが活発化しております。

また、企業取引研究会においては、本稿で紹介した下請法の見直しに関する論点だけでなく、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直しに関する論点についても議論されており、下請法改正と並行して独占禁止法・下請法の運用及び執行の強化が図られることが予想されます。

当事務所の経済法研究チームにおいては、このような下請法改正、独占禁止法・下請法の運用及び執行強化の動向を注視し、適時に必要な情報を皆様にお届けできるよう努めて参ります。